



栃木県公報

平成27年
3月31日(火)
号外
第26号

目次

訓 令	
○栃木県公印規程の一部改正.....	1
○栃木県文書等取扱規程の一部改正.....	2
人事委員会	
○栃木県人事委員会事務局文書等取扱規程の一部改正.....	9
監査委員	
○栃木県監査委員事務局規程の一部改正.....	9
労働委員会	
○栃木県労働委員会事務局処務規程の一部改正.....	11
議 会	
○栃木県議会事務局処務規程の一部改正.....	13

訓 令

栃木県訓令第六号

本
出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 事 務 所
教 育 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 教 育 機 関
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局
警 察 本 部 署

栃木県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公印規程の一部を改正する訓令

栃木県公印規程（昭和四十九年栃木県訓令第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二室長印の項中

文 書 学 事 課 長
県 民 文 化 課 長
環 境 森 林 政 策 課 長
保 健 福 祉 課 長

を

文書学事課長
環境森林政策課長

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

栃木県訓令第七号

本 庁
出先機関

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県文書等取扱規程（平成十三年栃木県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号を削る。

第三条中「規則第四条第五項の」を削り、「第十一条」を「第十一条第一項」に、「うち」を「うちから」に、「ものをこれに」を「者をもって」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、栃木県行政組織規程（昭和三十九年栃木県規則第二十七号）第九十一条の第二項に規定する出先機関に置かれた支所その他の機関に文書管理主任を置く場合にあつては、それぞれ同項に規定する支所長、技術支援センター長、校長、分場長、研究所長又は農場長をもってこれに充てるものとする。

第四条第一項第六号中「総合行政ネットワーク文書の送信及び受信並びに電子署名」を「電子署名の実施」に改める。

第七条中「（総合行政ネットワーク文書を除く。）」を削る。

第十一条第一項中「あて」を「宛て」に改める。

第十二条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「別に」を「文書学事課長が別に」に改め、同条第四項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の場合において、当該收受文書が次のいずれかに該当するときは、第三十三条第一項の表に規定する施行（收受）文書管理簿に所定の事項を登録し、又は記入した上で、文書番号を付すものとする。この場合において、当該收受文書が收受印を押印した文書等である場合には、印影に当該文書番号を記入するものとする。

第十二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の指示を受けた担当者は、当該收受文書について、文書管理システムに收受の登録を行うものとする。ただし、当該收受の登録が困難な特別な事情があると主管課長又は出先機関の長が認める場合は、この限りでない。

第十四条第一項中「あて」を「宛て」に改め、同条第二項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第二十条に次の一項を加える。

3 前項の規定により処理した文書に係る文書管理システムへの登録等については、文書学事課長が別に定める。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第三十条第一項第六号中「特例民法法人に係る解散の許可、合併の認可、定款の変更の認可及び監督に関する事項で重要なもの並びに」を削る。

第三十三条第一項の表中「施行文書番号簿」を「施行（收受）文書管理簿」に改める。

第三十四条第一項第三号を次のように改める。

三 電子署名を行い、送信する文書

第三十六条第二項中「送信する総合行政ネットワーク文書」を「別に定める文書等」に改める。

第四十条第一項第一号中「あて」を「宛て」に改め、同項第二号中「あて」を「宛て」に改め、「文書等」の下に「(市町村から他の市町村宛てのものを除く。)」を加える。

第四十四条中「所定の収納器具」を「キャビネット、鉄庫その他の適切な収納器具(以下「収納器具」という。)」に改める。

第四十五条第一項中「ついでに、」を「ついでに」に、「磁気ディスク、磁気テープ等(以下「記録媒体」という)」を「文書管理システム又は記録媒体(光磁気ディスクその他の電磁的記録に係る記録媒体に限る。以下同じ)」に改め、同条第二項中「キャビネット、鉄庫その他の適切な収納器具(以下「収納器具」という。)」を「収納器具」に改める。

第四十六条中「に規定する簿冊等」を「の簿冊等」に、「簿冊等に」を「簿冊等及び記録媒体に」に改める。

第四十八条第一項中「及び別に定める引継・置換え対象簿冊目録(次項において「引継等対象簿冊目録」という。)」及び「保存年限別に」を削り、同条第二項中「引継等対象簿冊目録に所定の事項を記入して、」及び「保存年限別に」を削る。

第四十九条中「引継・置換え完了簿冊目録」を「引継完了簿冊目録」に改める。

別表第一第七の部一の款中「あて」を「宛て」に改める。

別表第二一本庁の部県民生活部の項中

県民文化課	県文
-------	----

を

県民文化課	県文
危機管理課	危管

に

消防防災課	消
原子力災害対策室	原対

を

消防防災課	消
-------	---

に改め、同部保健福祉部の項中

国保医療課	国保
ねんりんピック推進室	ねんりん

を

国保医療課	国保
-------	----

に改め

る。

別記様式第五号を次のように改める。

別記様式第5号 (第17条関係)

回 議 書

管理番号

保存 年限	共有 区分	情報 区分	取扱要領		開示請求状況
決裁印		第1ガイド		第2ガイド	
		浄書	審査	公印	発送
決裁区分		収 受 日			起 案 者 所 属 職氏名
		処理期限			
		起 案 日			
標 題					

栃 木 県

別記様式第七号及び別記様式第八号を次のように改める。

別記様式第7号 (第20条関係)

供 覧 書

管理番号

保存 年限	共有 区分	情報 区分	取扱要領		開示請求状況
第1ガイド			第2ガイド		簿冊・フォルダー
供覧区分	収 受 日		起 案 者 所 属 職氏名		
	処 理 期 限				
	作 成 日				
標 題					

栃 木 県

別記様式第8号 削除

別記様式第十一号を次のように改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(文書学事課)

人事委員会

栃木県人事委員会訓令第一号

栃木県人事委員会事務局文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田村澄夫

栃木県人事委員会事務局文書等取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県人事委員会事務局文書等取扱規程(平成六年栃木県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中

指 令		施行文書番号簿(栃木県文書等取扱規程別記様式第十二号)による毎年四月一日に第一号から始まる一連の整理番号
親展文書	人委親	
その他の文書等	人委	

を

指 令		施行(收受)文書管理簿(栃木県文書等取扱規程別記様式第十二号)による毎年四月一日に第一号から始まる一連の整理番号
親展文書	人委親	親展文書整理簿(栃木県文書等取扱規程別記様式第四号)による毎年四月一日に第一号から始まる一連の整理番号
その他の文書等	人委	施行(收受)文書管理簿による毎年四月一日に第一号から始まる一連の整理番号

に

改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

監査委員会

栃木県監査委員訓令第一号

栃木県監査委員事務局

栃木県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県監査委員

栃木県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

栃木県監査委員事務局規程(平成十二年栃木県監査委員訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表その他の文書の項中「その他の文書」を「その他の文書等」に、「施行文書番号簿」を「施行(收受)文書管理簿」に改める。
別記様式第三号を次のように改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

労働委員会

栃木県労働委員会訓令第一号

栃木県労働委員会事務局

栃木県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県労働委員会会長 白 井 裕 己

栃木県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県労働委員会事務局処務規程（昭和四十一年栃木県地方労働委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表その他の文書等の項中「施行文書番号簿」を「施行（収受）文書管理簿」に改める。

別記様式第七号を次のように改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

議 会

栃木県議会訓令第一号

議会議務局

栃木県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県議会議長 螺 良 昭 人

栃木県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県議会議務局処務規程（昭和四十四年栃木県議会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三号中「文書整理簿」を「施行（收受）文書管理簿」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「（第12条関係）」を「（第18条関係）」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。